

階部分として物価・賃金スライドも行う賃金比例年金を支給すべき（現行制度に類似）。公的年金が定額部分だけになると、定年退職後所得が急激に下がってしまうことが避けられない。

- 厚生年金基金が、運用予定利率を自主的に決定できるようにする。それと共に、基金が国から免除を受けた保険料で適切な積立金が確保されているかどうかを常に検証すべきである。
- 修正積立方式をとっている我が国の制度においては、厚生年金による公的年金の代行制度は正当なものである。

タイトル：〈特別企画〉 政党インタビュー「次期通常国会の焦点は年金制度改正——六党に社会保障構造改革の対応を聞く」

著者：鈴木俊一、他

出典：週間社会保障 1999年53巻2019号 pp.14-27

出版社：

出版年：

〈論文テーマ〉

六政党（自民・民主・自由・社民・公明・共産）の社会保障関連部の代表に、年金・医療保険・介護保険制度の改革について問う。

〈論文の内容〉

○自民党（社会部会長・鈴木俊一氏）

- ・平成16年までの間に、安定した財源を確保した上で、基礎年金の国庫負担率を現行の三分の一から二分の一に引き上げる。
- ・基礎年金は消費税から財源をまかなうべきである。将来的には消費税の年金目的税化も考えられる。
- ・景気の動向を踏まえ、保険料は（引き下げではなく）凍結。国庫負担率を引き上げることの果実は、将来の給付抑制を最小限にとどめるために使うべきであり、保険料の引き下げは困難である。
- ・確定拠出型年金制度の導入は、税制上の措置について、公平性の確保の観点から党税制調査会で検討を行い、できるだけ、新しい会計基準が導入される2000年までに実施できるようにしたいと考えている。

○民主党（厚生部会長・朝日俊弘氏）

- ・基礎年金国庫負担率の二分の一への引き上げと、それによる保険料の引き下げを提案。将来的には基礎年金につき全額税方式とすることも提案。
- ・給付水準は、現役世代の手取り年収の六割程度を確保。
- ・厚生年金の支給開始年齢は現行60歳を維持。

○公明党（厚生部会長・福島豊氏）

- ・基礎年金の財源は、全額、税方式とする。当面は国庫負担率の二分の一への引き上

げを提案。これにより厚生年金保険料は大幅な引き下げが可能。

- ・報酬比例部分は、段階的に積立方式へ移行。
- ・企業年金の統一的な基本法の制定を検討。

○共産党（厚生部会長・児玉健次氏）

- ・基礎年金の国庫負担率を二分の一に引き上げる。
- ・百三十兆円を超える年金積立金を見直す。日本は諸外国に比べてこの剰余金が多すぎる。巨額の積立金の運営に当たっては、官僚主導ではなく、民主的な運営が大切である。
- ・保険料を支払う人を増やす。そのために、高齢者や女性の社会進出を支援する。

○自由党（国民生活社会保障部会長・藤井裕久氏）

- ・消費者全体から、社会保障税という名の「保険料」を頂き、基礎年金、高齢者医療、介護の三つを提供する講義の保険の仕組み「社会保障税方式」を提唱する。
- ・社会保障法式では、消費するすべての方から薄く広く「保険料」をいただく。より豊かな消費をする人からはより多くの「保険料」をいただくことにより、傾斜がつくことにもなる。基礎年金を全額「社会保障税」に変更した場合、基礎年金保険料13300円はなくなり、厚生年金保険料は17.35%から約4%下がる。消費税はそれに見合う分として約3%あげる必要があるだろう。
- ・当面、まず基礎年金の国庫負担を、消費税を財源に、二分の一に引き上げ、保険料を下げたい。

○社民党（国民生活部会長・清水澄子氏）

- ・基礎年金の国庫負担は、平成11年度に二分の一にすべきである。将来的には、基礎年金は全額国庫負担の税方式とすべきである。
- ・景気対策として減税を実施するのであれば、当然、保険料はしばらく凍結する。経済対策のためには、特別のことをやるよりも、老後生活の基本である年金など社会保障を充実させたほうがよい。
- ・厚生年金の部分年金の支給開始年齢を遅らせることについては、現在の状況では受け入れられない。現役労働者と高齢者がワークシェアリングをすることによって、一日3時間とか週に3日とかの柔軟な労働形態を確保する。結果的には社会保障の担い手が増えることにもなる。

タイトル：年金制度改革の論点

著者：清家篤・岩村正彦 編

出典：

出版社：(財) 社会経済生産性本部 生産性労働情報センター

出版年：2000年

<論文テーマ>

- ・近年の年金改革案における少子化対策とその有効性
- ・高齢者世帯の家計の実態の分析と、それに基づく制度提案
- ・「公平」概念の再検討

<論文の内容>

第1章 少子化社会の年金改革 (金子能宏)

平成11年(1999)年金制度改革案の特徴を少子化社会の進行と関係づけながら述べると共に、少子化社会の諸要因と子育て支援策を概観した後で、厚生・労働・大蔵・通産4省のまとめた確定拠出型企業年金制度案を含めた年金改革への動きを、少子化社会におけるセイフティー・ネットの確立という観点から検討・評価する。

平成11年改正案では、少子化社会の進展を踏まえ、給付の抑制や保険料の引き上げが盛り込まれる一方で、育児休業期間中の厚生年金保険料免除の拡大などが提案された。また4省の企業年金改革案では、女性の再就職支援策として、年金のポータビリティの向上が図られている。

年金額の増加は高齢者の就労にマイナスの影響を与える可能性がある。しかし、回帰分析の結果、今回の改革案は、高年齢労働者への引退の影響を小さくしながら、引退後の所得保障額を増加させる、好ましいものであることが示される。

第2章 高齢者世帯の経済分析 (井伊雅子)

年金制度設計の議論の基礎として、高齢者の生活水準の実態を分析する。

現行の公的年金制度は、高齢者世帯全体と勤労者世帯との世代間の所得格差を縮小することに役立っている反面、高齢者層内部の所得格差をむしろ拡大させる効果を持っている。また高齢者は、自ら働くだけでなく、家事・育児の手助けを行うことにより、他

の世帯員の終業を促進させる効果を持っていることが、計量分析の結果としても有意に示される。

しかしその一方で、高齢者の所得水準が向上すると、プライバシー確保のため、親子別居が好まれることも示される。また要介護高齢者との同居は、既婚女性の就業率を引き下げる要因となる。このように高齢者との同居は、勤労者世代の就業に対してプラス・マイナス両方の効果を持っている。

第3章 社会保障における公平とは（菊池馨実）

年金制度改革の議論の準備作業として、「公平」概念について考え直し、最近の社会保障分野の文脈で「公平」がどのように用いられているかをみる。

「公平」の語は法律学の文脈ではそれほど一般的には用いられず（代わりに「正義」が用いられる）、むしろ経済学の文脈で、給付と負担のバランスを示す場合が多い。「公平」は社会保障制度のあり方を論じる際のひとつの基準ではあるが、「権利」や「社会連帯」といった積極的な価値理念とは異なり、どちらかといえば、「不公平」な制度は望ましくなく、排斥されるべきである、という意味で消極的な意味として機能し、かつ一定の「幅」を持った概念であるように思われる。

第4章 少子化対策と公的年金負担（麻生良文）

少子化対策を行ってから効果が現れるまでのタイムラグを、簡単なシミュレーションによって明らかにする。次に、ライフサイクル一般均衡モデルによるシミュレーション分析を行い、賦課方式の年金と少子化・高齢化による「負担」増との関係を明らかにする。

21世紀前半においては、過去50年間の出生数減少の影響が強く表れる。そのため、いまから行った出生率の回復策がある程度の効果を上げるのは21世紀半ばとなる。つまり、年金財政逼迫の解消手段として、少子化対策（出生率の回復策）を行うことは、少なくとも21世紀前半においては有効ではない。

また、シミュレーション分析によって以下のことが示される。賦課方式の年金制度が存在しない場合、出生率の減少はマクロ経済にむしろ好ましい影響をもたらす。これは、労働力人口の減少と高齢者の蓄積した資産の増加を反映して資本労働比率が高まるからである。ところが、賦課方式の年金制度が存在する場合、①資本蓄積の阻害が産出量を

低下させる②賦課方式の年金制度の収益率がきわめて悪いという2つの理由によって、生涯所得が大幅に低くなる。

つまり、少子化・高齢化の問題とは、基本的には公的年金制度が賦課方式で運営されていることから生じる問題である。この問題の解決のためには少子化対策は現実的でなく、賦課方式の年金制度を廃止することが望ましい。

第5章 高齢化社会の世代会計（北村行伸）

高齢化社会の年金制度のあり方について考える。我が国の高齢者世帯は近年ますます自助努力を高め、年金給付を含めた自らの所得で暮らす傾向にある。また、平均寿命の伸長に伴い、寿命に対する不確実性（＝長生きのリスク）が高まったことから高齢者の貯蓄額は増加している。高齢者の経済状態は非常に多様化しており、経済政策上一律に扱うのは問題が多く、高所得の高齢者には相応の社会保障負担を求めるのがよい。コトリコフの基準に従って、主要先進諸国の世代会計比較を行ったところ、日本の負担増加率が抜きんでて深刻であることがわかる。世代間の公平性に関する基準をはっきりさせた上で、制度改革を早急に行う必要がある。

タイトル：年金制度改革の課題と展望

著者：坂口正之（大阪市立大学教授）

出典：週刊社会保障 1999年53巻2036号 pp.56-61

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

厚生省「年金制度改革案大綱」に基づいた、年金制度改革の論点整理。

<論文の内容>

1999年2月26日に示された厚生省「年金制度改革案大綱」に基づいて年金制度改革の論点を整理し、今後の課題について展望を行う。

○主要改正案に関するコメント

⑬給付水準の抑制の方法について、給付乗率の引き下げによる定率削減方式では、定額年金について給付金額そのものが低くなってしまう。最低保障制度を設けるなど、所得再分配効果についての再検討が必要である。

⑭適正な繰り上げ支給制度は、退職年齢の弾力化に資するが、単に支給開始年齢を引き上げるだけでは、高齢者の不安を拡大するばかりである。

⑮60歳代後半の在職老齢年金制度は、年金支出抑制策としては効果が薄い、保険料収入を図る点では効果がある。

⑯総報酬制の導入が望まれる。

○今回の改正では、長引く深刻な不況を考慮する緊急避難的措置として、厚生年金・国民年金などの保険料の凍結が図られた。しかし、長期にわたる財政計算に基づく公的年金制度を、短期的な経済政策や景気対策に用いるのは問題である。また、凍結解除の次期が明確でないところも問題である。

○基礎年金の国庫負担を二分の一まで引き上げることが提案されたが、引き上げの実施時期を明確に示すことはできず、平成16年度までに安定した財源を確保して今回の改正とは切り離して行われることになった。この国庫負担増額の目的は明確でない。また、財源を何に求めるかもはっきりしていない。基礎年金においては税方式が望ましいと考えられるが、基礎年金制度への国民の信頼性が揺らいでいることが最大の問

題である。

○改正案大綱では、厚生省が年金積立金の自主運用を担当することになった。これには利点も多いが、いくつか問題もある。第一に、年金福祉事業団の積立金運用の失敗による約一兆円の累積赤字の責任が不明確となること。第二に、運用主体の、厚生省や民間金融機関等からの独立性・中立性に疑問があること。第三に、この議論の前提として、そもそも膨大な積立金の保有の是非を問う必要がある、ということである。

○改正案大綱では、財政悪化により代行部分返上の声も聞かれる、厚生年金基金制度に対する大幅な見直し（現物出資を認める・運用規制の緩和等）が行われた。財政が悪化したから返上するという筋が通らないという原則論と共に、今後の債務を引き継いだ基金連合会も自力更正が困難であり、代行部分返上には問題が多い。運用規制の緩和は効率性の観点からは必要な方向であるが、受給者保護の点では問題がある改正案である。またこれらの改革案は、基金という分断された公法人が公的年金を代行することを前提にした論議であるが、そのような設計が果たして適切なかどうかはまず問われねばならない。

○改革案で積み残された課題として、

- ・適正な給付水準の算定
 - ・基礎年金の再構築
 - ・年金制度の個人単位化と第三号被保険者問題
- があげられる。

まとめ

本研究において、我々は、現行制度の問題点を分析し、2つの制度改革モデルの提案を行った。最後に、この2つを1に絞って最終的な制度改革提言を行いたい。これまでの考察で、その選択は明らかとなっている。つまり、我々があるべき制度の姿として提案するのは、第1案である。

我々は、今日の年金制度に対する国民の不安や不信の源が、世代間の不公平感にあると考え、これを払拭し、すべての世代が信頼し負担を納得できる安定的な制度とはどのようなものであるかを明らかにしようとしてきた。「世代間扶養」を基礎理念とする第2案のような税法式の基礎年金制度は、世代間（コーホート間）の負担の不均衡を改善することには役立たない。一方、税負担が公平ならば、世代内の公平は確保されるが、公平な税負担は理想であって、実現は困難である。財源を消費税に求める場合には、世代内の不公平をも拡大することになりかねない。つまり、第2案では、年金制度に対する不安と不信を払拭することはできない。

第2案のような税法式の基礎年金を提案する人々の中には、公的な年金制度はナショナルミニマムを保障すればよいのであって、それ以上は自己努力で行うべきであると主張する人がいる。しかし、この考えには2つの点で同意できない。まず、公的年金でナショナルミニマムを保障するというのは、1942年のベバリッジ報告の時代の思想である。この考え方は、歴史的に市民社会が成立する過程で、それに参加できない「貧者」に対して市民社会参加のためのミニマムを保障するという「救貧法」の思想に立ったもので、基本的に「老人＝貧者」という固定的な図式を前提にしている。しかし、今日の高齢者は、若い時代に備えができないままに稼得能力を失った「貧者」と位置付けることはできない。世の中は常によい方へ向かっていて、後の世代が先の世代より必ず恵まれているという、高度成長型の発想なら、高齢者は常に相対的な「貧者」であるかもしれない。しかし、予見しうる将来を考えると、その発想はもはや妥当しない。老齢による所得喪失という誰にも起こりうる、しかも、確実に予測できるリスクに対しては、事前に、つまり、若く稼得能力のある時に抛出しておくというのが合理的仕組みであるはずである。今日の我が国はそれが可能な状況にある。それにもかかわらず、そうした合理的な仕組みを経ないで、単に高齢を理由にしてナショナルミニマムを国が無条件に保障するというのは、少なくとも、自立と自助を基本とする社会では考えられないことである。

第2に、自己努力で老後に備えるといっても、長期の経済変動や長生きのリスクといった個人では対応が難しいリスクが存在する。これをヘッジするために公的な年金制度がある。数十年に

わたって資産を安定的に管理するために最も信頼できる存在は国家しかありえない。完全に自己責任だけで高齢期に備えるというのは不可能である。また、個人が将来に備えて貯蓄を増やし、資金を蓄積しても、それは有効需要を減少させるだけで、経済成長には結びつかない。需要の伸びない状況で資金量が増加しても、利子率の低下を招くか、バブルを導くかのいずれかである。年金を積立方式化すれば経済が成長するというのは、需要を無視した、供給関数だけで成り立つマクロモデル上の計算にすぎない。基本的に賦課方式の年金制度を維持しつつ、個人レベルでは、事前の備え＝積立的な勘定を保持するという芸当ができるのは、国がバックについた公的な年金制度でしかありえない。

社会保障は合理的に行動する個人が生活上のリスクを避けるために用意した合理的な仕組みであり、広い意味の「保険」であるといつてよい。「ライフサイクルにおける所得分配」の理念に基づく第1案は、そのような、個人が生活上のリスクを避けることを社会的に支援する仕組みである。給付と負担が個人勘定で明確にされることは、「自助」の意識の基礎である。そして、世代間の不公平感はこのような制度改革によって完全に解消される。年金制度を、各世代に支持される、確固たるものにしていくためには、第1案のような改革を行う他はないというのが我々の結論である。

第1案が、これまで多くの論者によって提案されてきた年金改革案と大きく異なるのは、現行の2階建ての制度を前提にしていないことである。1985年改正で創設された基礎年金は、「社会連帯」の名の下に、個人の給付と負担の関係を希薄なものにしてしまった。もともと方式の基礎年金は、税法式と理念において変わるところがない。年金改革は、「すべての人に保障される基礎年金」という考えを否定するところから始めなければならない。老後の生活は若いときの備えで行うべきであり、これを確実なものにするために公的年金制度があるというのが我々の基本的認識である。何らかの事情で、若いときに備えができなかった人に対しては、最低保障等、広い意味の公的扶助で対応すべきである。これが第1案の考え方である。かなり割り切った考え方ではあるが、明確な理念に立った制度を確立しなければ、拠出をする若い世代の納得は得られない。

我々は、さまざまな角度からの考察、検証を行い、第1案は広く国民に支持され、かつ、実現可能な案であるとの結論に達した。制度当局におかれては、この案の方向にそって、早急に改革に着手されることを期待したい。